

建築基準法第70条第1項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第71条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、同法第72条第1項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

令和5年2月1日

京都市長 門川 大作

## 1 建築協定書の概要

### (1) 建築協定の名称

京都市中京区夷町・松屋町地区建築協定

### (2) 申請者の氏名

北村 史雄

### (3) 建築協定区域

京都市中京区夷川通東洞院東入山中町538番ほか1筆、同区間之町通二条上る夷町567番ほか17筆及び同区二条通高倉西入松屋町46番ほか4筆 計25筆

### (4) 建築協定区域隣接地

京都市中京区夷川通東洞院東入山中町540番ほか2筆、同区間之町通二条上る夷町557番1ほか25筆及び同区二条通高倉西入松屋町44番ほか5筆 計35筆

### (5) 建築協定の事項

建築物の用途及び形態

### (6) 協定の期間

5年間（有効期間の満了の6か月前までに、土地所有者等の過半数から委員会に対し、書面をもって有効期間の延長をしない旨の申立てがない限り、更に5年間延長するものとする。）

## 2 縦覧期間及び縦覧場所

### (1) 縦覧期間

令和5年2月1日（水）から同年2月21日（火）まで

（ただし、京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く。）

(2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局建築指導部建築指導課（分庁舎2階）

3 公開による意見の聴取

(1) 日時

令和5年2月24日（金）午前10時から午前11時まで

(2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局会議室4（分庁舎2階）

(3) 主宰者

京都市都市計画局建築指導部建築指導課長 岡田 圭司

（都市計画局建築指導部建築指導課）